

「今後の火災予防行政の基本的な方向について(基本問題部会報告)」の概要

1 火災予防の実効性向上

小規模事業所等を中心とした火災予防の実効性向上のため、次の3点について法制的手当を講ずべき。

(1) 管理開始届出の法定と防火に係る自己診断の導入
→ 消防機関による実態把握と事業所側の防火意識向上

(2) 複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化
→ 建物全体・専有部分の二階層の体制を構築

(3) 製品火災に係る原因調査の充実
→ 出火防止対策の強化

(4) 消防法令違反等の公表制度のあり方
→ 違反公示制度の積極的活用と市町村による自主的な情報開示の取組の推進

(5) その他

〔・消防法令の履行確保方策
・火災予防に係る国民の責務の法定〕 → 引き続き検討

2 火災予防に係る規制体系の再構築

○ 各事業所等に求められる防火性能の水準を再整理した上で、規制体系を全面的に再構築。

○ 個別の事業所等の影響について、精査・検討の上、円滑な移行の見通しを立てた上で法制化。

(1) 規制体系の再編

(2) 規制体系の再編に伴う性能評価システムの整備

(3) 小規模事業所等及び大規模・高層建築物等の防火安全対策の見直し

3 事業仕分けにおける指摘事項への対応

以下について法制的手当を講ずべき。

(1) 消防用機器等の検定制度等のあり方

→ 「検定」の見直し(自主表示品目の拡大等)
「鑑定」の廃止 等

(2) 講習制度のあり方

→ 防火・防災管理講習の統合等

※ さらなる検討課題については、実務家等による作業チームを設置し、引き続き検討。